

「米代川水系河川整備学識者懇談会」設立趣意書

平成9年の河川法改正により、その目的に、従来の「治水」、「利水」に加えて、新たに「環境の整備と保全」が位置づけられました。また、河川工事の実施について基本となる事項を定めていた「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の基本となる「河川整備基本方針」を策定するとともに、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続を経て、河川整備基本方針に即し「河川整備計画」を策定することが位置づけられました。

国土交通省では平成14年4月4日に、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「米代川水系河川整備基本方針」を策定しました。また、これを受けて米代川の今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「米代川水系河川整備計画」を平成17年3月31日に策定し、これに基づき、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施して参りました。

この様な中、去る平成19年9月17日から18日にかけて停滞した秋雨前線の影響で、秋田・岩手県境の奥羽山系及び支川阿仁川上流部が豪雨に見舞われ、秋田県や岩手県を中心に延べ約4万人に避難指示や避難勧告が出されました。この洪水により、秋田県管理区間の本川上流で4箇所、支川阿仁川で5箇所の堤防が決壊するとともに、直轄管理区間においても、およそ2,000haの氾濫があり、300戸を超える家屋が浸水被害を受け、住民生活に多大な影響を与えました。

米代川沿川では、これを機に「米代川の総合的な治水対策協議会」を発足、ソフト・ハードの施策を役割分担と連携により推進し、より一層の安全安心の地域づくりを目指す事が合意されました。それを受けて国土交通省では、再度災害の発生防止を目的とし、対策を早期かつ効果的に進めるため、住民との合意形成を図りつつ、連続した堤防による洪水防御と併せて家屋浸水対策等を本計画に位置づけ実施したいと考えております。

また、平成18年度、社会資本整備審議会河川分科会において河川の維持管理に関する提言がなされた事を受け、これに即したサイクル型の維持管理等を整備計画に盛り込む事を考えております。

これら諸般の情勢を踏まえ、平成17年3月策定の河川整備計画の見直しを実施する事としており、河川整備計画変更のため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴くとともに、河川整備計画に基づき実施される事業の再評価、事後評価を審議頂くための「米代川水系河川整備学識者懇談会」を設立するものです。